

市場機能を中核とする金融システムに向けて（要旨）

趣旨

ビッグバン改革の成果を検証しつつ、市場機能を中核とする金融システムへの再構築に向け、現段階で必要な制度改革の方向性を得る。

1．市場間競争の制度的枠組み（取引所WG）

（1）取引所とPTS（私設取引システム）の競争条件のイコール

フットィングを徹底する。具体的には、取引所取引原則を廃止し、証券会社の顧客に対する最良執行義務を導入するとともに、PTSの価格形成機能として取引所同様のオークション方式を導入する。

（2）ジャスダックの取引所化は市場間競争に資するものとして評

価でき、この結果、制度としての店頭市場は不要になるものの、グリーンシートその他の自然発生的相対取引の受け皿として当面存置して差し支えない。

（3）グリーンシートは、その自由度を維持したまま証券取引法に

位置づけることによって認知度を高め、あわせて税制支援措置を講ずる。

2．ディスクロージャー制度の整備（ディスクロージャーWG）

- (1) 市場入門商品である投資信託の目論見書につき、投資家のニーズに応じた情報入手を可能とするため、有価証券届出書の記載内容を、必ず投資家に交付する情報、投資家からの請求に応じて交付する追加情報、公衆縦覧情報の三部構成とする。
- (2) 公開買付制度が迅速な企業再編の支障にならぬよう、強制適用の要件緩和を図るほか、企業の資金調達を容易にするための所要の規制緩和などを措置する。

3．市場監視機能・体制の強化

- (1) ルール違反は割に合わないという規律を確立するため、違反行為の程度や態様に応じた有効なエンフォースメント手段として、課徴金制度を導入するとともに、差止・是正命令制度を改善する。あわせて、拳証責任の転換を含め、被害者による民事責任追及を容易にするための措置を講ずる。
- (2) 強化された監視機能を行使する体制として、行政による証券検査は基本的に監視委員会に一元化するとともに、証券業協会や証券取引所など自主規制機関との役割分担を明確化し、効率的執行を確保する。また、協会や取引所の自主規制部門におけ

る業務執行の独立性を担保する。

4 . 投資サービスにおける投資家保護のあり方

(1) 経済効果が同じ投資サービスは、同じ投資家保護の仕組みが必要であり、組合型投資スキーム（民法組合、商法匿名組合、中小企業等投資事業有限責任組合など）を利用して一般投資家から資金調達する場合には、投資信託や S P C と同様に証券取引法を適用する。

(2) これまで投資家保護が図られていない投資サービス、今後登場するであろう新たな投資サービスに対応する証券取引法を中心とした有効な投資家保護のあり方について検討する。また、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含めたより幅広い投資家保護の枠組みについて中期的課題として検討する。

5 . 投資教育のあり方

市場機能を中核とする金融システムへの再構築に向け、国民の意識変革を促すための投資教育を政策として遂行する。このため、すでに行政、各証券団体、証券会社、N P O などによって開発・蓄積されている有効な教材や教育方法など、資源やノ

ノウハウを集約する。その上で、関係団体と行政が連携して、学校から社会人に至る投資教育のスタンダードモデルを作成し、資源やノウハウを共有しつつ有効に提供していく体制を確立する。

6 . 銀行・証券の連携強化

多くの中小企業が市場から資金調達し、そこへ多くの国民が投資する状況を実現するためには、中小企業の実情を最も熟知し、国民にとって最もなじみのある窓口である銀行が、証券会社と連携して取り組むことが有効である。

このため、銀行による、貸出先企業への公開に向けたアドバイスや、公開可能企業の引受証券会社への紹介（市場誘導業務）は証券取引法第65条に抵触しないことを明確化するとともに、弊害防止措置を講じつつ、銀行窓口での証券取引の勧誘や証券会社への取次（証券仲介業務）を解禁する。